# 横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド補修工事 特記仕様書

横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド補修工事

1 - 1

件名

1 - 2

履行場所

横浜市金沢区福浦一丁目5番地2

横浜市金沢産業振興センターサブグラウンド

1 - 3

履行期間

1 - 4

主旨

契約締結日から令和6年 12 月 22 日まで

この仕様書は、サブグラウンド補修工事の適正な施行を図るため、請負者が履行しなけなければならない工事の仕様書を示すものである。

1-5 工事の目的

サブグラウンドの不陸が激しいため、黒土、中目砂を入れ不陸整正工事 を行う。

1-6 現場責任者 1-7 整備仕様

現場責任者は、グラウンド整備工事に精通した者とする。

#### サブグラウンド整備工

(1)	既設サブグラウンド整地工	1, 400 m²
(2)	既存砂溜り移動工	1 式
(3)	黒土・砂溜り移動工	1, 400 m <sup>2</sup>
(4)	混合・攪拌工	1, 400 m <sup>2</sup>
(5)	整正転圧工	1, 400 <b>m</b> ²
(6)	不陸整正転圧仕上げ工	1, 400 m <sup>2</sup>
(7)	化粧砂 0.002 m³/m³	2. 8 <b>m</b> ³
(8)	化粧砂散布工	1, 400 m²
(9)	仕上げブラシングエ	1, 400 <b>m</b> ²
(10)	消耗品及び雑材料	1式

1-8 整備工

- (1) 表層については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
- (2) 仕上がり面に土塊が残らないように、十分かきならさなければならない。
- (3) 表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。
- (4) 化粧砂は厚さが3mm程度に均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。

1-9 その他

- (1) 既存施設を損傷させた場合は請負者の責任において施設の復旧を行うこと。
- (2) 工法はサンドフィル(目砂仕上げ)とすること。

1 - 10適用範囲 現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書 に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備 等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無に かかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

1 - 11疑義

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横浜 企業経営支援財団(甲)と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議 しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1 - 12現場の施工

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図 等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

- (1) 工事の施工について
  - ア 本工事は、既存の人工芝等を撤去し、新たに人工芝の布設を 実施すること。
  - イ 同施設利用者の状況を勘案して、施工計画を作成し、工事工 程に従い安全に工事を実施すること。
- (2) 安全管理
  - ア 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛 生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身 事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、 事後対応すること。
  - イ 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努 めること。
  - ウ 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を 講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内 容等について速やかに甲へ報告すること。
  - エ 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ 保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等につ いて監督員と協議し、承諾を得ること。
  - オ 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係 法令に従い万全な方策を講じること。
  - カ 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員 に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。
  - キ 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾 を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要 に応じた表示を行うこと。
- (3) 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。ま た、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障 が生じないよう十分配慮すること。

(4) 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

(5) 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切 に処分すること。必要に応じ、マニフェストを提出すること。

### (6) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上請負人の負担で速やかに復旧すること。

### (7) 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を 行うこと。

# (8) その他

ア 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。

- イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。
- ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。